

新型コロナウイルス感染対策に係る地方組織の長の専決処分について

今般、新型コロナウイルス感染第三波の拡大のため、令和3年1月7日より、感染拡大地域に緊急事態宣言が発令されています。

本協会では、今年3月～4月に各地方会、各支部において、年度末、年度初めの支部集会、執行委員会など諸会議の開催が予定されておりますが、現下の状況に鑑み、地方組織の諸会議の開催について、令和2年度と同様、協会地方組織運営の特例措置を、3月7日開催の理事会で決議しましたので、お知らせします。

<地方組織運営の特例措置>

- 1) 令和3年3月7日～令和4年3月の理事会開催の日（3月上旬の予定）まで、地方組織における諸会議開催可否の判断を、各地方会執行委員長、各支部長に一任します。各地方において、会議の開催が困難と判断した場合、開催を中止することを可とします。
- 2) 役員改選、事業報告、事業計画、予算・決算の承認など、地方会、支部の規約に集会、執行委員会などの開催が規定されていても、この会議を開催せず、各地方会執行委員長又は各支部長が、役員の改選、予算・決算、事業計画、事業報告等の単独承認（専決処分）をおこなうことを可とします。地方組織の役員選任、事業執行は、最終的には法人の理事会の権限に属しますので、地方組織の長の専決処分は、理事会の承認により、定款、規約等の違反にはなりません。
- 3) なお、会議を開催せずに専決処分をおこなう場合、その具体策は、各地方会執行委員長、各支部長に一任しますが、執行委員ともよく相談されて事業を実施してください。
- 4) なお、上記の諸会議を中止して事業執行をおこなった場合、決定した内容を記載し、日付を入れ、地方会執行委員長または支部長が署名、捺印した文書を作成し、各地方会、各支部で2年間（今期改選の役員の任期中）は保管してください。文書の表題は「〇〇地方会（支部）新型コロナウイルス感染対策に係る特例措置」とします。

新型コロナウイルス感染の収束が見通せないなか、令和3年度においても、通常の事業運営は困難と思われるので、以上の対応方針を参考に各地方の事業を進めてください。

令和3年3月7日

公益法人管理部長 杉浦 幹雄